

議員提出議案第2号

みよし市議会委員会条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年3月1日提出

提出者 藤川 仁 司

賛成者 加藤 孝 久

賛成者 阿部 憲 明

賛成者 渡邊 郁 夫

賛成者 眞子 伸 生

賛成者 塚本 直 樹

賛成者 増岡 義 弘

賛成者 富田 正

賛成者 牧田 充 生

説 明

この案を提出するのは、みよし市部設置条例の改正により、みよし市議会における常任委員会の名称及び所管を改めるため必要があるからである。

みよし市議会委員会条例の一部を改正する条例

みよし市議会委員会条例（平成21年三好町条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務協働委員会の項中「総務協働委員会」を「企画総務委員会」に、「政策推進部」を「経営企画部」に改め、「市民協働部」を削り、同表文教厚生委員会の項中「子育て健康部」を「こども未来部」に改め、同表経済建設委員会の項中「環境経済部」を「市民経済部」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

みよし市議会委員会条例の一部改正新旧対照表

改正案			現行		
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)			(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)		
第2条 略			第2条 略		
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。			2 同左		
名称	委員定数	所管	名称	委員定数	所管
企画総務委員会	7人	経営企画部、総務部、議会事務局、会計管理者、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項（ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。）並びに他の常任委員会に属さない事項	総務協働委員会	7人	政策推進部、総務部、市民協働部、議会事務局、会計管理者、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項（ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。）並びに他の常任委員会に属さない事項
文教厚生委員会	7人	福祉部、 <u>こども未来部</u> 、教育委員会及びみよし市民病院の所管に属する事項（ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。）	文教厚生委員会	7人	福祉部、 <u>子育て健康部</u> 、教育委員会及びみよし市民病院の所管に属する事項（ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。）
経済建設委員会	6人	<u>市民経済部</u> 、都市建設部及び農業委員会の所管に属する事項（ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。）	経済建設委員会	6人	<u>環境経済部</u> 、都市建設部及び農業委員会の所管に属する事項（ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。）
予算決算委員会の項 略			同左		